

# 労働者派遣事業

## 許可有効期間更新申請必要書類等（個人）

労働者派遣事業の許可の有効期間の更新を行うにあたっては、労働者派遣法第7条の要件（許可基準）を満たしたうえで、許可の有効期間が満了する日の3か月前までに、事業主管轄労働局に下記①～⑬の書類等を提出する必要があります。申請日の超過は認められませんので、十分に余裕をもって準備してください。

なお、届出を必要とする変更事項について未届けのものがある場合は、許可の有効期間の更新申請の手続きに先立って、変更の届出手続き（事業報告書等の提出を含む）を行う必要があります。

※②～⑤は、労働者派遣を行う事業所ごとに作成してください。

※⑥は、すでに提出したものに変更が無い場合は提出不要です。

※⑫～⑬は、すでに提出したものに変更が無い場合は提出不要です。

①労働者派遣事業許可有効期間申請書（様式第1号）【正本1部・コピー2部】

②労働者派遣事業計画書（様式第3号）【正本1部・コピー2部】

③キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第3号-2）【正本1部・コピー2部】

④雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書（様式第3号-3）

【正本1部・コピー2部】

派遣労働者のうち、雇用保険または健康保険・厚生年金保険の未加入者がいる場合にのみ必要です。

⑤自己チェックシート（様式第15号）【正本1部・コピー1部】

⑥代表者の住民票【正本1部・コピー1部】

本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限りです。

外国籍の方は国籍および在留資格（特別永住者の方は特別永住者であること）が記載されたものが必要です。

申請日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

既に提出されたものに変更がない場合は、提出不要です。

⑦派遣元責任者講習受講証明書【コピー2部】

事業所ごとに選任した派遣元責任者の、「派遣元責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。

許可の有効期間が満了する日前3年以内の受講日のものに限りです。

⑧所得税の確定申告書【コピー2部】

最近（直近）の納税期のものに限りです。

納税地の所轄税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの（e-taxからの「受信通知」を印刷したもの）の添付が必要です。

⑨納税証明書「その2」（所得金額の証明書）【正本1部・コピー1部】

最近（直近）の納税期のものに限りです。

## ⑩貸借対照表および損益計算書（所得税青色申告決算書） 【コピー 2部】

- 最近（直近）の納税期のもので、納税地の所轄税務署の提出したものに限りです。
- 白色申告または簡易簿記による青色申告の場合は不要です。

## ⑪預貯金残高証明書 【正本 1部・コピー 1部】

- 納税期末日のものを提出してください。
- 白色申告または簡易簿記の青色申告の場合は、上記に加えて、金融機関の貸付金残高証明書、所有不動産の登記事項証明書および固定資産税評価額証明書が必要になる場合があります。

## ⑫個人情報適正管理規程 【コピー 2部】

- 労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成したものを提出してください。
- 既に提出されたものに変更がない場合は、提出不要です。

## ⑬派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等 【コピー 2部】

- 労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成したものを提出してください。
- 既に提出されたものに変更がない場合は、提出不要です。

## ⑭就業規則または労働契約書の下記該当箇所の写し 【コピー 2部】

- 派遣労働者に実施する教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した箇所
  - 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと、また有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを規定した箇所
  - 無期雇用派遣労働者または有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つげられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第 2 6 条に基づく手当を支払うことを規定した箇所
- 上記の就業規則は、所轄労働基準監督署の受付印があるものに限りです。
  - 労働者派遣事業を行う事業所ごとに提出してください。
  - 既に提出されたものに変更がない場合は、提出不要です。

## ⑮企業パンフレット等事業内容が確認できるもの 【正本またはコピー 2部】

- 作成していない場合は不要です。

## ⑯手数料（収入印紙 5万5千円 × 「派遣事業を行う事業所数」分）

- 申請窓口で関係書類のチェックを受けた後に、①の書類の正本（第 1 面）に貼付してください。

## ⑰その他

- ①～⑯以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。
- 資産要件の軽減（当分の間の措置）により申請する場合は、下記様式の提出が必要です。適用条件がありますので詳しくはお問い合わせください。
  - 「労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 7 条第 1 項第 4 号の財産的基礎に関する要件についての誓約書」（様式第 16 号）
  - 「労働者派遣事業許可有効期間申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」（様式第 17 条）

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831